

再 評 価 書

箇所名	鳥羽河内ダム		事業名	ダム事業	課 名	河川課
事業概要	工 期 (下段前回)*	S50 年度～R10 年度	全体事業費 (下段前回)*	27,400 百万円(負担率：国 50%：県 50%)		
		S50 年度～R10 年度		19,500 百万円(負担率：国 50%：県 50%)		
事 業 目 的 及 び 内 容						
<p>■ 事業の目的</p> <p>鳥羽河内川は加茂川の支川であり、従来から度々浸水被害が発生しています。昭和 34 年の伊勢湾台風をはじめとして、昭和 57 年、昭和 63 年の集中豪雨では加茂川流域において甚大な被害がありました。直近の昭和 63 年の集中豪雨では死者 4 名、床上床下浸水 72 戸、農地の浸水 186ha という大きな被害が生じたことから治水対策が急務であるとされました。</p> <p>このため鳥羽河内ダムの建設は、洪水時において流出抑制をすることで浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図ることを目的としています。</p> <p>■ 事業の経緯</p> <p>本事業は当初、治水と流水の正常な機能の維持を目的としていましたが、平成 22 年度からのダム検証において見直しを行い、鳥羽河内ダムでは治水のみを目的とし、流水の正常な機能の維持は別事業により確保することとなりました。ダム検証の結果を踏まえ、平成 27 年度に加茂川水系河川整備計画の変更および鳥羽河内ダム全体計画書の変更を行いました。</p> <p>■ 事業の内容</p> <p>事業の内容は次のとおりです。</p> <p>ダム形式：重力式コンクリート（流水型ダム）</p> <p>堤高：39.0m 堤頂長：193.0m 堤体積：57,200m³</p> <p>総貯水容量：2,960 千 m³ 洪水調節容量：2,863 千 m³</p> <p>ダム本體工：一式 工事用道路工：3.7km 付替道路工：5.8km 用地補償費：一式</p>						
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>全体事業費の見直しに伴うダム全体計画書の変更は、国土交通省から示されている再評価の対象事業要件に該当していることから、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条（4）に基づき、再評価を実施しました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度末時点での事業進捗率は約 47%（全体事業費見直し後） ・令和 2 年度にダム本體及び付替道路にかかる用地買収完了 ・令和 5 年度に工事用道路工の整備完了 ・付替道路工は令和 2 年度末、ダム本體工は令和 5 年度より整備を開始 <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和 10 年度の事業完成を目標としています。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>鳥羽市の人口は、緩やかな減少傾向にあります。世帯数に大きな変化はなく、また、重要交通網である鉄道（近鉄志摩線）や緊急輸送道路である国道 167 号があることから、依然として治水対策の必要性が高い状況です。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析結果

【前回評価時】(令和3年度時)	
総便益 (B)	327 億円
総費用 (C)	236 億円
費用便益比 (B/C)	= 1.39

② 費用対便益分析結果

費用便益比 (B/C)	総費用 (C) (残事業) / (事業全体)	総便益 (B) (残事業) / (事業全体)
【事業全体】	115.20 / 336.27 億円	371.40 / 372.18 億円
1.11	事業費 : 110.19 / 331.26 億円	便益 : 370.55 / 370.55 億円
参考 2.03 [2%]	維持管理費 : 5.01 / 5.01 億円	残存価値 : 0.86 / 1.64 億円
〃 2.81 [1%]		年平均被害軽減期待額 :
【残事業】		20.18 / 20.18 億円
3.22		
参考 4.79 [2%]		
〃 6.04 [1%]		

○B/C 変化の要因

便益の算定方法の見直しにより便益 B が増加、事業費の見直しにより費用 C が増加しました。結果として前回評価時の B/C よりも減少しました。

③ 感度分析の結果

残事業、残工期、資産額をそれぞれ±10%変動させた場合の感度分析を実施した結果、いずれの場合でも本事業の経済性が確認される結果となった。

	全体事業 B/C	残事業 B/C
残事業費(-10%~+10%)	1.06~1.16	2.94~3.56
残工期(-10%~+10%)	—	—
資産額(-10%~+10%)	1.00~1.21	2.91~3.53

●治水経済調査マニュアル(案) (令和6年4月 国土交通省 水管理・国土保全局)

4-2 その他の効果

想定氾濫区域内には、近鉄線の鉄道施設のほか、緊急輸送道路に指定されている国道167号等の重要交通網が存在しています。また、伊勢志摩地域は観光産業が盛んであり、鉄道や国道は重要なアクセス手段となっています。

浸水が発生し、これらの交通網に重大な影響を与えることになれば、より深刻な被害になることが想定されますが、鳥羽河内ダムの建設を行うことにより、これらを軽減することが可能となります。

4-3 地元意向

河川の沿川には多数の人家や学校が存在しており、鳥羽市及び地元自治会から連名で要望書が提出されており、ダム建設への強い要望があります。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

- ・基礎岩盤を確認評価し、適切な基礎掘削線を設定することで無駄な掘削を防止し、掘削数量及び堤体積の縮減を図るなどコスト縮減に努めます。

5-2 代替案

平成 22 年度から平成 25 年度に実施した「ダム事業の検証に係る検討（ダム検証）」のなかで、『貯留型ダム案』、『河内農地防災ダム嵩上げ案』、『遊水地案』、『放水路案』、『河道改修案』、『流水型ダム（穴あきダム）案』の 6 案を代替案として比較検討しました。その結果、コスト、実現性、地域社会や河川環境へ与える影響等を総合的に勘案し、『流水型ダム（穴あきダム案）』が優位であると判断しました。

再 評 価 の 経 緯

令和 3 年の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承されています。なお、「事業効果の早期発現のため、早期の事業完了に努められたい。」と答申がありました。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点により再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針の概要【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、整備効果の早期発現に向けて引き続き事業を継続していきます。